

森 報

～須崎地区森林組合広報～



02 令和6年度 第49回通常総代会開催のご報告

03 令和5年度 決算報告

04 役員について／新人紹介

05 令和6年度 第49回通常総代会提出議案／求人条件

06 出資金残高証明書などについて／重要なお知らせ

07 ～機械化への取組み～木材破碎アタッチメント「マルチャー」

08 森林経営管理制度に基づく意向調査について

09 森林境界明確化事業について

10・11 森林の土地の所有者届出制度

12 木材市況

JForest

須崎地区森林組合

損益計算書 (自 令和5年4月1日～至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科目	小計	合計	指導	販売	森林整備
事業総損益	事業総収益	490,113	0	171,596	318,517
	事業総費用	288,000	867	103,103	184,030
	事業総利益		202,113	△ 867	68,493
事業損益	事業管理費	158,541	5,911	34,780	117,850
	事業利益		43,572	△ 6,778	33,713
経常損益	事業外収益	1,446			
	事業外費用	516			
	事業外損益		930		
	経常利益		44,502		
特別損益	特別利益	28,498			
	特別損失	25,975			
	特別損益		2,523		
税引前当期利益		47,025			
法人税住民税及び事業税		15,104			
当期剰余金		31,921			
前期繰越剰余金		85,578			
当期末処分剰余金		117,499			

令和5年度 剰余金処分案

(単位:千円)

摘要	内訳	小計	合計
I. 当期剰余金			117,499
II. 剰余金処分額	法定準備金	7,000	
	任意積立金	35,000	
	出資配当金	2,144	44,144
III. 次期繰越剰余金			73,355

貸借対照表 (自 令和5年4月1日～至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
流動資産	現金・預金	66,786	流動負債	買掛金	88
	売掛金	1,808		短期借入金	0
	未収金	140,029		未払金	50,752
	棚卸資産	29,204		未払法人税等	15,104
	その他	34,982		預り金	3,730
	小計	272,809		受託販売預り金	31,871
固定資産	有形固定資産	230,723	小計	101,545	
	無形固定資産	2,557	リース負債	41,806	
	外部出資金	37,502	退職給付引当金他	72,339	
	その他	10,538	小計	114,145	
	小計	281,320	純資産の部		
合計	554,129	資本	出資金	107,200	
			利益剰余金他	231,239	
			小計	338,439	
			合計	554,129	

令和6年度

第49回須崎地区森林組合通常総代会開催のご報告

須崎地区森林組合(代表理事 組合長 細木啓延)の令和6年度通常総代会を、6月28日、須崎市の須崎市立市民文化会館で開催しました。開会にあたり、細木組合長が次のように挨拶を述べました。

「総代の皆様には、大変お忙しい中、通常総代会にご出席を頂きありがとうございます。平素より本組合の事業運営につきまして、ご指導ご高配を賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。ロシアがウクライナへ侵攻して令和6年2月24日で2年が経過しました。

現状は良くならないまま被害は増え続け、令和5年11月の国連発表では、ウクライナの民間人の犠牲者は少なくとも1万人を超えました。戦争が長期化する一方で国際社会の関心は薄まりつつあります。ウクライナを支援してきた欧米各国でも「支援疲れ」が見えてきています。そのため、今後ウクライナがロシアに対抗できなくなるのではないかと心配されています。

国内では令和5年夏から秋にかけて厳しい猛暑となり、全国各地で暑さの記録が塗り替えられました。最高気温が35度以上の「猛暑日」の日数は全国38地点で最多となりました。熱中症による死亡者も相次ぎ、猛暑は作物にも影響を与え、不作により野菜などの価格が高騰しました。夏を過ぎても暑さは続き、秋の平均気温も統計開始以降、最高を記録しました。また、令和6年の元日には震度7の能登半島地震が発生し多くの方が被災し亡くなりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、依然としてロシアのウクライナ侵攻による輸入材の流通制限、輸送燃料の高騰、賃上げ、円安等により国産材への期待はあるものの価格は安値傾向にあり、厳しい状態となっています。また、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化」などの状況に直面しています。こうした中、投資やイノベーションによる生産性の向上とともに、賃金引上げ、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作るため、働き方改革の推進が図られています。このようなことから当組合としましては法令に沿った規程の整備、賃金等の引き上げ

を行いました。

さて、今期、販売部門については、依然として木材価格は低迷していますが、皆伐再造林の拡大によりA B材については製材、合板工場、C材についてはチップ工場、林地残材であるD材については木質バイオマス燃料として川下に直接販売を行い、安定的な収益を確保することができました。

森林整備部門の作業道開設、間伐事業につきまして、森林整備事業、木材安定供給事業等の補助事業を活用し、組合員の皆様に還元することができました。

地籍調査事業につきましては、市町ごとの増減はありましたが、3市町合わせて前年度並みの事業量を確保できました。また、意向調査、境界明確化等ソフト事業でも3市町で取り組み、一定の成果を上げることができました。

このようなことから、燃料の高騰、機械修理費等マイナス要因はありましたが、本年度決算も計画を上回る結果となりました。

来期につきましても、働き方改革に沿った担い手の賃金引上げ、中期経営計画に沿った皆伐再造林の推進、協定による川下への安定的な直接販売、現場ごとの収支管理を徹底し、事業拡大を図りま



す。また、安全管理の徹底、担い手人材の確保および育成、黒字安定経営を目指し、役員一丸となつて努力してまいります。

最後に、昨年1年間の組合員皆様をはじめ、高知県、関係市町並びに関係機関の皆様のご理解、ご協力に衷心より感謝申し上げます。力のほどよろしくお願い申し上げます。

組合長の挨拶に続いて津野町大崎輝男氏を議長に選出し議事に入りました。令和5年度事業報告、令和6年度事業計画など8議案を、いずれも原案通り承認、決定し閉会しました。

令和6年度 第49回通常総代会提出議案

- 第1号議案 令和5年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細書、剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 令和6年度事業計画設定の件
- 第3号議案 令和6年度借入金最高限度額決定の件
- 第4号議案 令和6年度一組合員に対する貸付金最高限度額決定の件
- 第5号議案 令和6年度預け入れ先金融機関決定の件
- 第6号議案 令和6年度役員報酬額決定の件
- 第7号議案 役員改選の件
- 第8号議案 役員退任に対する慰労金支給の件

附帯決議

本議案の決議事項について軽微な事項の修正及び行政庁より指示がある場合には、本旨に反しない範囲において修正することを組合長に一任する。

退任役員に感謝状贈呈

令和6年度役員改選のため、定年を迎え退任された役員の方の功績に対し、高知県森林組合連合会会長より感謝状と記念品が贈呈されました。

非常勤役員として、組合事業に貢献いただき誠にありがとうございました。
役職員一同心より感謝申し上げます。



新役員体制のお知らせ

今年度は役員改選期であり、津野正男様、南部昭雄様、野中文代様、松浦土佐男様の理事3名、監事1名の方が退任され、細木啓延代表理事組合長をはじめ新体制を決定しました。



代表理事組合長	細木 啓延
代表理事専務	笹岡 當司
理事	大崎 稔
	武田 作実
	鍋島 彰
	戸田実知子
	石川 靖之

理事	黒原 美一
	佐竹 敏彦
	大崎 寛
	高橋 剛
監事	坂本 茂生
	政岡 博志
	田部 一男

役員退任について

退任役員の方の略歴

理事	須崎市区域	津野 正男	H22.3~R6.6	理事5期 15年3ヶ月
理事	中土佐町区域	南部 昭雄	H22.3~R6.6	理事5期 15年3ヶ月
理事	土佐市区域	野中 文代	H30.6~R6.6	理事2期 7年
監事	須崎市区域	松浦土佐男	H24.6~R6.6	監事4期 13年



経験者歓迎!!

求人条件

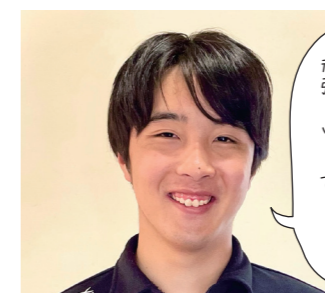
須崎地区森林組合概要 〒785-0024 高知県須崎市安和925
就業エリア:主に、須崎市・土佐市・中土佐町・津野町(旧葉山村)
事業内容:森林整備全般(木材の伐採・搬出・販売事業・造林事業・地籍調査業務)

事務職員		林業技術員	
仕事の内容	事務職員(総合職)	仕事の内容	森林整備業務、造林作業、立木の伐採や重機のオペレーター等
必要な技能	普通自動車免許(AT限定不可)	必要な技能	普通自動車免許(AT限定不可)
対象年齢	平成6年(1993年)4月1日以降生まれの方	対象年齢	平成6年(1993年)4月1日以降生まれの方
就業時間	8:30~17:30	就業時間	8:00~16:30 一月当たり約22日出勤
休日等	土日祝日休み 年末年始休みあり	休日等	第2・4土曜日・祝祭日 有給休暇、振替出勤、年末年始休みあり
基本給	当組合規定による 通勤手当あり	基本給	当組合規定による 通勤手当あり
求人数	2名	求人数	2名

お問い合わせ先 須崎地区森林組合 TEL 0889-43-0030 総務課 担当:竹村

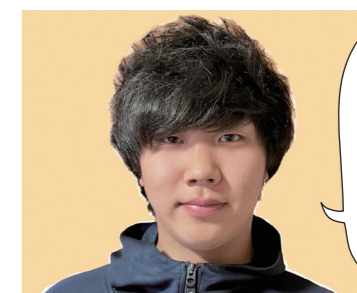
NEWFACE!!

新 人 紹 介



重機が好きなので、早く乗りこなせるように頑張ります!

氏 名 神尾 虎珀(19才)
生年月日 2004年12月5日
趣 味 バドミントン



高知の林業の一柱を担えよう頑張ります!

氏 名 國澤 碧(24才)
生年月日 1999年12月16日
趣 味 カラオケ

木材破碎アタッチメント **マルチャー**



現在、人工林皆伐後の再造林等における県内の森林資源の持続的な利用を促進するための取り組みが進んでおります。再造林経費の削減のために地拵え作業の機械化も進んできています。ここでは、林業機械をシリーズ化で紹介してきましたが、第6回目の今回は、『マルチャー』を紹介します。



Q. この機械はどんな作業(仕事)をするがぜよ?

A. 木材破碎機の種類で、木や竹の伐採や草刈りなどを1台でこなしてしまうとても便利な機械です。"削り落とす"という特徴を持つことから、伐採後の再造林時に支障となる根っこや切り株を砕いたり、破碎した木材はチップ状となり、現場にならずことで地面を保護する副次的な効果も期待できるなど1台で二役三役と様々な役割をこなします。



そうかえ、それやったら山も綺麗になるし、仕事もうんと楽になるねえ。

そうですね!機械ではできない伐採や地拵え・下刈り等人間がどうしてもやらなければならない箇所はありますが、このマルチャーや他の機械作業と併用する事によって、作業効率アップと労務負担の軽減が大いに期待できます。



●マルチャーの使用用途…林道整備(枝葉の除去、支障木伐採)・耕作放棄地や未耕作地開発などにも活用可能。皆伐事業で発生する末木枝条等も山林内でチップにし、その後の山に残された枝問題を解決できる等幅広い活用用途がある。



出資金残高証明書及び出資配当金通知書について

令和6年6月28日第49回通常総代会にて、出資配当が決定いたしました。それに伴い7月初旬に組合員の皆様へ「出資金残高証明書」及び「出資配当金通知書について」を発送しております。

通知文書にある「出資配当金について」をご返送いただいていない組合員様はお手数ですが、8月25日必着でご返送くださいますようお願い申し上げます。なお、この文書と行き違いのあった場合はご容赦ください。

※須崎地区森林組合の組合員様で宛名や住所に変更のあった方には上記通知書が届いていない場合があります。思い当たる方は森林組合へお問い合わせください。ご連絡をお待ちしております。

◎出資配当の対象となる組合員様の条件

・令和6年3月31日時点で須崎地区森林組合の組合員資格のある方

◎今回の出資配当に該当しない組合員様

・令和6年4月1日以降に新規加入した組合員様は、今回の出資配当は対象となりません。

※令和5年度内の脱退を申し出た組合員様は該当しないため通知書は郵送していません。

組合員様へ 重要なお知らせ

組合員様ご本人が亡くなっている場合は

必ず組合員名義の変更手続きをお願い致します。



組合員の皆様の高齢化が進んでおり、案内が届かない、連絡がつかない等の問題が発生しております。組合員の名義変更・脱退の手続きは、組合員様の生死により方法が異なります。名義変更等手続きがお済でない方は、ご連絡下さい。

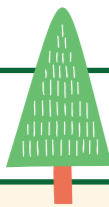
また、山林をお持ちの方、昔山を持っていた方も、ぜひ一度当組合にお問い合わせ下さい。その他にも、組合員の加入・増資・譲渡の手続きもございますので、総務課までご相談ください。

※「山林名義」の変更は法務局へ、「組合員名義」の変更は組合への届けとなります。

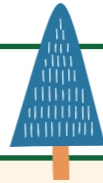
◎お問い合わせ先

高知県須崎市安和925 須崎地区森林組合 総務課

TEL:0889-43-0030 FAX:0889-43-0031 メール:susashin@shirt.ocn.ne.jp



森林境界明確化事業について

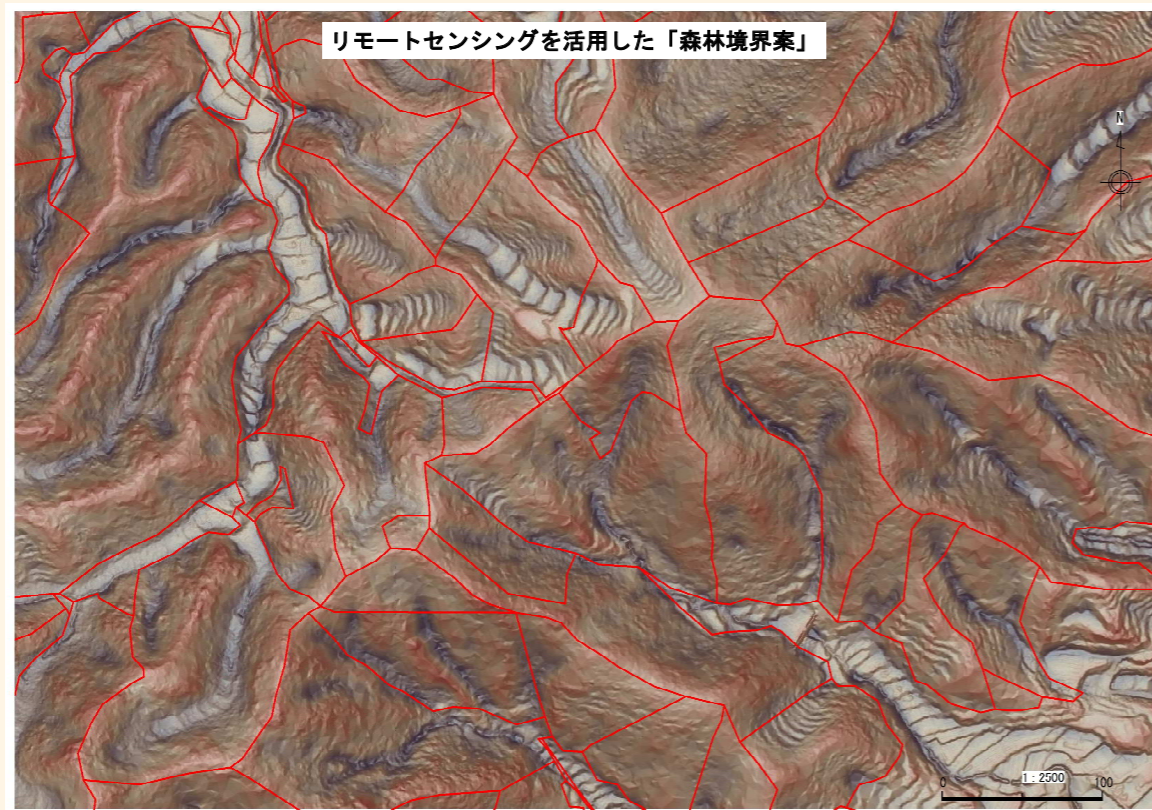


令和4年度より森林境界の明確化にてリモートセンシングを活用して調査を行うことが出来るようになりました。

リモートセンシングの活用とは、航空レーザ計測データを解析して得られた資料や森林計画図等の既存資料を活用して「森林境界案」を作成することです。

メリット

所有森林の境界が分からない方、お住まいが遠方で立会が困難な方、高齢で山に登れない方などに「森林境界案」を示して同意を得られた場合は、境界確定が可能になります。(今までは、委任者がいなければ確定が出来ませんでした。)



令和6年度に須崎地区森林組合が実施する境界明確化の内訳

市 町	地 区	予定面積
須崎市	上分丙の一部	70ha
中土佐町	矢井賀の一部	80ha
土佐市	塚地の一部	47ha



森林経営管理制度に基づく意向調査について



須崎地区森林組合では令和3年度より管内の市町から意向調査について委託を受けています。令和6年度も同様に意向調査(アンケート等)に取り組んでいきます。該当する山林所有者の皆様には文書が届きますのでご本人様の意向確認についてアンケートにご協力をよろしくお願いいたします。

以下の資料は参考に高知県のパンフレットを掲載しています。

この件についてご不明な点や質問等ございましたら以下へご相談ください。

高知県からのお知らせ

森林所有者の皆さま 森林の手入れをしませんか。

森林管理に関する意向調査のお知らせ

市町村が意向調査(アンケート)を行っています。

森林経営管理制度に基づく意向調査(アンケート)は、間伐などの手入れがなされていない森林を対象に、「森林を今後どのように管理していきたいか」など、所有者ご本人の意向を確認し、森林の手入れを進めるために行う大事な調査です。

アンケート用紙がお手元に届いた森林所有者の方は調査への回答をお願いします。市町村によって、意向調査の進め方が異なりますので、以下の内容をご了承ください。

- ★意向調査は対象となる森林を選定したうえで、順次実施します。
(※調査は一度に市町村の全域を実施するものではありません。また、選定の結果、一部の森林では実施されない場合があります。)
- ★準備に時間を要し、意向調査をすぐに開始できない場合があります。
- ★意向調査により、森林所有者の方に森林の経営・管理の方針を伺い、市町村で適切な管理方法を検討します。

＜意向調査の流れ＞

意向を確認
意向を回答
・自ら管理
・管理を委託

市町村 森林所有者

森林経営管理制度は、手入れがなされていない森林について、市町村が森林所有者の方々と林業経営者(林業事業体)の仲介役となって森林の手入れを進める国の制度です。この制度を活用して健全な森づくりを進め、森林の多面的な機能を高めていきます。

森林は私達の生活や経済に大きく貢献しています。手入れをすることで森林の有する機能がより発揮されます。

災害防止

地球温暖化の防止

水源かん養

木材生産

意向調査に関する問い合わせ先 / 所有森林がある市役所又は町村役場の林務担当課
制度に関する問い合わせ先 / 高知県林業振興・環境部森づくり推進課 TEL: 088-821-4574

お問い合わせ先 須崎地区森林組合 TEL:0889-43-0030 業務課 嶋崎



Q どのような届出書を提出するのですか？

- A** 届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい。
- ① その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
 - ② その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

住所

届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
	所有者となつた年月日		所有権の移転の原因			
	年	月	日			
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番	
	1					
	2					
	3					
		計				
備考						

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。

(1) 当該土地の位置を示す地図
(2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

※届出届の様式は、市町村役場などに備えられています。

Q 届出を出さないとどうなるのですか？

A 届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。



森林所有者となつた方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha超)を行う場合は知事の許可が必要です(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。



森林の土地を取得したときは届出が必要です

～ 森林の土地の所有者届出制度の概要 ～

詳しくは、所有者となつた土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。

Q なぜ届出制度ができたのですか？

- A** 森林の所有者が分からないと、
- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
 - ② 事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない



適切に森林整備を推進!

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、平成24年4月から森林法に基づく森林の土地の所有者となつた旨の届出制度が創設されました。なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

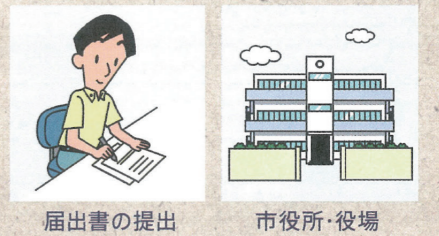
Q どのような場合に届出が必要なのですか？

A 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林※1の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出※2を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

- ※1 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。
- ※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。
市街化区域:2,000m² その他の都市計画区域:5,000m² 都市計画区域外:10,000m²

Q どのように届出を行うのですか？

A 所有者となつた日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



届出書の提出

市役所・役場

材長	樹種	杉				桧			
	径級	直	小曲	曲	大曲	直	小曲	曲	大曲
4m	6~8cm	11,000		11,000		11,000		11,000	
	9~12cm	9,000		9,000		11,000		11,000	
	13~14cm				16,000				
	15~16cm	13,500		9,000	6,000~	21,000	17,500		
	18~22cm	14,500		13,000	8,000~	20,000	18,500		
	24~28cm	13,000		11,500		20,000	18,500		
3m	6~8cm	10,000		10,000		10,000	10,000		
	9~12cm	8,000		8,000		10,000	10,000		6,000~
	13~14cm				13,000		9,000		
	15~16cm	13,000		9,000	6,000~	18,500	16,000		11,000
	18~22cm	15,500		13,500	6,000~	20,000	18,500		13,000
	24~28cm	15,000		13,500		22,000	20,000		12,000
2m	13cm下	4,000				4,000			
	14~16cm	4,000				8,000			
	18~22cm	4,000			4,000	8,000			
	24~28cm	6,000			4,000	12,000		10,000	8,000
6m	16cm								
	18~20cm	22,000	19,000			27,000			

木材市況は円安と物流による輸入材の仕入れコストの上昇により、原木を外材から国産材に切り替え始めたが、住宅着工件数の低迷により製品の価格上昇が見られない。さらに製材合板メーカーによる生産調整も見られ原木価格上昇の兆しが見えてこない状況である。秋になり需要の増加が見られれば、価格の上昇も期待できると思われる。

上記は協定価格となりますが、材の品質および形状によってはこの価格とは異なります。

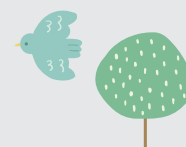
スギ・ヒノキともに単価は下降気味。 ※虫の入る時期となっておりますので、早めの出材をお願いいたします。

スギ:24cm以下は3m造材が有利。 ※36cm以上の大径材や黒・キズ材は4m造材が有利。

ヒノキ:14cm以上は4m造材が有利です。14cm以下は3m造材が有利。

※10cm以下の小丸太の引合いが強いです。多数のご出材をお願い致します。

スギ、ヒノキともに5m、6m材につきましては、販売不調。3m、4m主体の造材をお願いいたします。



余尺:10cm程度の余尺を入れた造材をお願いします。なお、高齢木・良材は共販所へ別途相談して下さい。

40~60年生程度の一般材もしくは末口直径34cm以下の材は 元の根張りを外した造材をお願いします。

市況や造材方法についての相談は、お近くの共販所までお問い合わせください。